

Traffic News

ご存じですか？ 自転車条例の制定

◆ 「栃木県自転車条例」が 令和4年7月から全面施行されました。 ◆

栃木県では、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車が関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。



陽北中では、社会生活をする上で欠かせない交通ルールやマナーなど、交通安全に対する知識・意識を高めるために交通安全指導をしています。条例の制定に伴い、各ご家庭でも、家族の皆さまで取り組んでいただくようお願いします。

アンケート結果のお知らせ

過日お願いしました、「自転車損害賠償保険の加入について」、アンケートへのご回答ありがとうございました。条例の制定に伴い、本校においても、この7月から自転車利用を希望する場合は、「自転車保険への加入」を条件に含めました。また「ヘルメットの着用」および「自転車の点検整備」も引き続き含めております。ご理解の程よろしくをお願いします。

なお、アンケートの回答率が90%は超えておりました。ご協力、ありがとうございます。

本校での「自転車利用生徒遵守事項」は下記の通りです。

- (1) 交通規則の遵守と正しい自転車の乗り方を実行する
- (2) 自転車保険に加入している
- (3) 車籍登録を済ませ、かつ安全・完全に整備された自転車を使用する
- (4) 使用者は許可願を提出し、許可を受けたのち、誓約書を提出する
- (5) 健康で安全に登下校を行うために、ヘルメットを必ず着用する
- (6) 自転車の指定された場所に、本校発行の自転車許可書（ステッカー）を貼る
- (7) 自転車は駐輪場内の定められた場所に置き、施錠する
- (8) 雨天時は雨具を着用する（傘さし運転は禁止）
- (9) その他、学校が必要と認めた指示に従う

※ 「自転車保険に加入している」が追加されました。

6月14日（火）の午後、「スクエアドストレイト方式」による交通安全教室を実施しました。まもなく夏休みです。休み中の「交通安全」にも気を配りましょう。



条例のポイントは？ 確認状況を☑ 下線部は『義務化』です!!

★「自転車利用者」は、どうするの？

- ☐ 自転車が車両であることを認識し、法令を遵守して、自転車の安全で適正な利用に努めなければなりません。
- ☐ 自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければなりません。
- ☐ 自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとします。
- ☐ 自転車について、必要な点検及び整備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいいます。以下同じです。)を行うよう努めるものとします。
- ☐ 『自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等(以下「自転車保険等」と記載します。)に加入しなければなりません。』

★「事業者」は、どうするの？

- ☐ 自転車通勤者、事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとします。
- ☐ 事業活動において従業員が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとします。
- ☐ 事業活動において利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとします。
- ☐ 『事業者は、事業活動において自転車を利用するときは、自転車保険等に加入しなければなりません。』
- ☐ 自転車通勤者の自転車保険等の加入の有無を確認するよう努め、加入していることを確認できないときは、自転車保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければなりません。

★「保護者等」は、どうするの？

- ☐ 未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めるものとします。
- ☐ 未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとします。
- ☐ 高齢者の家族は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用や自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言をするよう努めるものとします。
- ☐ 未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとします。
- ☐ 『保護者は、未成年者が自転車を利用するときは、自転車保険等に加入しなければなりません。』

★「学校」は、どうするの？

- ☐ 児童、生徒、学生に対し、その発達段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めるものとします。
- ☐ 児童、生徒、学生が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとします。
- ☐ 自転車を利用する児童、生徒、学生、その保護者に対し、自転車保険等に関する情報提供に努めなければなりません。

★「自転車貸付事業者」は、どうするの？

- ☐ 利用者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとします。
- ☐ 貸付ける自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとします。
- ☐ 『自転車貸付事業者は、貸付けの用に供する自転車の自転車保険等に加入しなければなりません。』
- ☐ 利用者に対し、自転車保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければなりません。

★「自転車小売事業者」は、どうするの？

- ☐ 自転車を販売するときは、自転車保険等の加入の有無を確認するよう努め、加入していることを確認できないときは、自転車保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければなりません。